

之通ハトシテ進捗セシ其ノ後兩ニ會見シテノ結果ハ日中前ノ如クニ
漸ク妥協ニ至リ茲ニ内滿解決ノ見込アリ

要約事項

- (一) 今回ノ^工現場ニ合併シテ勤使年數ニテ之ヲ決定セリ
- 年々満月俸一七十分以上ニ日ヲ増ス毎ニ五日合テ即時支給
- (二) 解雇年數ヲ勤使年數ニ對シ日俸一ヶ月分同一月ヲ増ス毎ニ七日分トシ
- テ制定セリ之ニ退職ノ場合ハ解雇年數ノ五分ノ一トセラレリ
- (三) 昭和二年ニ新村ニ在ル者ノ減給額ヲ即時復活セリ
- (四) 春秋二回ノ慰勞會ヲ定メリ
- (五) 日本労働同盟ヲ公認セリ